

質問その9；我が社の会計年度は4月から3月。それでも1月から新ルールで保存ですか？

答え；はい。会社の会計年度にかかわらず「1月1日から」新ルールで保存して下さい。

令和4年1月1日以後に、オンラインで請求書・領収書等を受け取る場合は新ルールである「データで受け取ったらデータで保存」を守らなければなりません。

法律の施行日が令和4年1月1日なので、同じ会計年度内であっても令和3年12月末までにデータで受け取る請求書・領収書等と、令和4年1月以降にデータで受け取る請求書・領収書等とは正式な保存ルールが違うことになるので注意してください。

【参考；国税庁 HP「一問一答」より、もともとの文章】

問9 当社の課税期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までですが、令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、課税期間の途中であっても、令和3年度の税制改正後の要件で保存しなければならないのでしょうか。

【回答】

令和4年1月1日以後に行う電子取引の取引情報については、改正後の保存要件により保存しなければなりません。

【解説】

令和3年度税制改正における電子帳簿保存法の改正の施行日は令和4年1月1日であり、同日以後に行う電子取引の取引情報については改正後の要件に従って保存を行う必要があります（令3改正法附則82⑥）。

したがって、同一課税期間に行う電子取引の取引情報であっても、令和3年12月31日までに電子取引と令和4年1月1日以後行う電子取引とではその取引情報の保存要件が異なることとなりますので注意してください。